

## 富山県立大学附属図書館学外者利用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山県立大学附属図書館閲覧規程（以下「閲覧規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、富山県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）における学外者の図書館利用（以下「学外者利用」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において学外者とは、閲覧規程第2条第1項第3号の規定に基づき附属図書館長（以下「館長」という。）が図書館の利用を許可した者をいう。

### (利用者の範囲)

第3条 図書館を利用できる学外者の範囲は、次のとおりとする。ただし、原則として生徒、児童及び大学等受験のために利用する者を除く。

- (1) 富山県内に居住する者
- (2) 富山県内の事業所に勤務する者
- (3) 公立大学間共通閲覧証を有する者
- (4) その他館長が特に必要と認めたる者

### (利用の方法)

第4条 学外者の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧（ビデオライブラリーの利用を含む。）
- (2) 情報検索
- (3) 文献複写

2 前項に定めるもののほか、館長が必要と認めるときは、学外者に図書の貸出をすることが出来る。

3 前項の規定による貸出の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 貸出冊数 5冊以内
- (2) 貸出期間 2週間以内

### (利用日)

第5条 学外者は、次の各号に掲げる日を除き図書館を利用することができる。

- (1) 閲覧規程第4条に定める休館日
- (2) 本学の定期試験期間で館長が必要と認める期間
- (3) その他館長が特に必要と認める期間

### (利用手続)

第6条 図書館の利用を希望する者は、学外者利用申請書（様式第1号）に本人であることを証明する書類（第3条第3号に該当する者については、公立大学間共通閲覧証）を添えて館長に提出するものとする。

2 前項の申込書が提出されたときは、館長は、利用目的その他記載内容を審査し、適当

と認めるときは、利用者カードを交付するものとする。

3 利用者カードの有効期限は1年間とし、有効期限を過ぎた利用者カードは、図書館に返却しなければならない。ただし、学外者利用継続申請書（様式第2号）を提出し、館長がこれを認めた場合には、引き続き利用者カードを利用することができる。

（利用方法）

第7条 学外者は、利用者カードを携帯しなければならない。

2 学外者は、閲覧規程を遵守し、館内では係員の指示に従わなければならない。

3 館長は、閲覧規程及びこの要領に違反した学外利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

学外者利用申請書

平成 年 月 日

富山県立大学附属図書館長 殿

富山県立大学附属図書館学外者利用取扱要領題 6 条第 1 項の規定より、富山県立大学附属図書館の利用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

	利用者番号					
氏 名						
住 所						
電話番号						
本人であることを 証明する書類						
利用範囲	館内閲覧	情報検索	文献複写	館外貸出		
館長確認印				図書館確認印		

二重線部分を記入してください。

様式第 2 号(第 6 条関係)

学外者利用継続申請書

平成 年 月 日

富山県立大学附属図書館長 殿

富山県立大学附属図書館学外者利用取扱要領第 6 条第 3 項の規定により、富山県立大学附属図書館の利用継続を受けたいので、次のとおり申請します。

利用者番号					
氏名					
住所					
電話番号					
継続利用 する目的					
利用範囲	館内閲覧	情報検索	文献複写	館外貸出	
館長確認印		図書館確認印			

二重線部分を記入してください。